

令和3年度

全国一律 28 円～

★ News 各都道府県『最低賃金』引き上げ→10月から

中央最低賃金審議会が7月決定した令和3年度「引き上げの目安」時給28円（全国一律）を受けて、47都道府県の各地方審議会による「令和3年度地域別最低賃金額」が決まりました。それぞれ10月1日以降、適用されます。

引き上げ額は過去最高で、上昇率は3.1%。首都圏など都市部との賃金格差を抱える地方の多くが引き上げを図りましたが、最高額の東京都（1,041円）に対し、最低額の高知県と沖縄県（820円）と、地域による差は最大221円のままとなっています。

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間給で、最低賃金より低い賃金を、仮に労使で合意しても法律で無効とされ、最低賃金額と同額を定めたとみなされます。

## ■ 令和3年度・地域別最低賃金【時間額】（抜粋） 金額は、単位：円

都道府県名	現行(2年度)	引上額	改定後(3年度)	発効年月日
北海道	861	28	889	令和3年10月1日
埼玉	928	28	956	令和3年10月1日
東京	1,013	28	1,041	令和3年10月1日
神奈川	1,012	28	1,040	令和3年10月1日
岐阜	852	28	880	令和3年10月1日
静岡	885	28	913	令和3年10月2日
愛知	927	28	955	令和3年10月1日
三重	874	28	902	令和3年10月1日
大阪	964	28	992	令和3年10月1日
島根	792	32	824	令和3年10月2日
沖縄	792	28	820	令和3年10月8日

※ 都道府県ごとに、引き上げ額、発効年月日を確認して下さい。（→厚生労働省ホームページ）

## 【最低賃金以上か・確認方法…月給の場合】

- ・基本給＋最低賃金の対象となる手当＝① →  $\frac{\text{①}}{\text{②}} = \text{③}$
- ・1日の所定労働時間数×年間総労働日数÷12＝②  $\text{③}$ が〇〇県の最低賃金以上か？

★ News 監査役の仕事と責任・最高裁判決

株式会社の監査役は、取締役の職務執行を監査する機関で、非公開会社では、定款で監査役の職務を会計に関する事項に限定することができ（会社法）、法務局の登記事項となっています。

注目の7月19日の最高裁判決は、会計限定の監査役が、経理担当社員の継続的な横領に気付かずにいたため会社に損害を与えたとして、会社から損害賠償を請求された事案についてです。

東京高裁の判断は、会計限定監査役が、計算書類等に表示されたものが会計帳簿の内容に合致しているかを確認しており、任務を怠ったとはいえないとしましたが、最高裁は、合致しているかを確認するだけでは常にその任務を尽くしたといえず、会計帳簿の数字を裏付ける基礎資料との照合などすべき場合があるとして、東京高裁に差し戻す判決を下したものです。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>